部長及び参事官
殿
所　　属　　長

免 許 発 第 7 4 号
令和７年３月21日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証の運用に関する細目について（通達乙）

道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号）の一部が施行されることに伴い、新たに別添のとおり「臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証の運用に関する細目」を定め、令和７年３月24日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証の運用に関する細目

１　臓器提供の意思等の表示方法等

(1)　臓器提供の意思等の表示方法

運転免許証（以下「免許証」という。）上に臓器提供の意思等を表示する場合には、以下の方法によることとされている。

ア　脳死と判断された死後及び心臓が停止した死後のいずれの場合でも、移植のために臓器を提供するときは、「１」を「○」で囲む。

イ　心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供する場合は、「２」を「○」で囲むこと。

ウ　臓器を提供したくない場合は、「３」を「○」で囲む。

エ　ア又はイの場合において、提供したくない臓器があるときは、当該臓器に「×」を付することにより、その意思を表示することとされている。この場合において、臓器を提供する意思がある者は、その意思表示に併せて、親族に対して臓器を優先的に提供する意思を表示することができ（臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）第６条の２）、そのときには特記欄に「親族優先」と記入する。

(2)　免許証上に表示した臓器提供の意思等の変更方法

免許証上に表示された臓器提供の意思等を変更する場合には、以下の方法によるものとする。

ア　意思表示カードを用いる方法

厚生労働省及び社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）により作成される臓器提供意思表示カード（以下「意思表示カード」という。）等免許証以外の書面を用いて、変更後の意思等を表示することができる。

なお、この場合において、免許証上に表示された変更前の意思等に二重線を引くなどして、当該意思等が否定されたものであることを明らかにすること。

イ　免許証の再交付による方法

アの方法によるほか、免許証の再交付を申請することにより、再交付された免許証上に変更後の意思等を表示することができる。ただし、再交付に係る手数料は、申請者の負担であることに留意すること。

(3)　臓器提供の意思表示欄の保護

免許証上に表示された臓器提供の意思等は、免許を受けた者のプライバシーに関わるものであり、また、免許証が身分証明書として活用されている実

態に鑑み、当該意思等が第三者に見られることのないようにするため、厚生労働省及びネットワークにより意思表示欄保護シール（以下「保護シール」という。）が作成されることから、免許を受けた者は、これを意思表示欄に任意に貼付することができる。

2　意思表示カード等の設置及び管理

ネットワークから送付される意思表示カード等については、免許センターから署及び分庁舎に配布するものとする。また、当該意思表示カード等は、免許センター、署及び分庁舎の窓口に設置する必要があることから、業務に支障のない範囲内で、来訪者の目に付きやすい場所に設置するとともに、補充等の管理を適切に行うこと。

3　免許証の提出を受ける場合の措置

免許証の更新（以下「更新」という。）、免許の取消し又は効力の停止等に伴い、免許証の提出を受けるときは、臓器提供の意思表示欄を確認し、同欄に意思等が記入されている場合又は保護シールが貼付されている場合には、当該免許証に係る免許を受けている者に対して、次に掲げる事項について確実に教示するとともに、必要に応じて意思表示カードを配付すること。

(1)　提出に係る免許証は、臓器提供の意思等を表示する方法として活用することができなくなるおそれがあること（当該免許証が後日返還される場合には、返還されるまでの間に限る。）。

(2)　臓器提供の意思等を引き続き表示する場合には、更新後又は現に受けている免許の種類と異なる種類の免許を与えるときに交付されることとなる免許証、意思表示カード等の書面に意思等を記入すること。

4　その他

免許証及び免許情報記録個人番号カード上に表示された臓器提供の意思等は、免許を受けた者のプライバシーに関わるものであることから、意思等が記入されている免許証（保護シールが貼付されている免許証を含む。）又は免許情報記録個人番号カードを取り扱う際には、十分に注意すること。